

特定乳児等通園支援事業の利用定員の設定について

(1) 乳児等通園支援事業について

令和7年4月1日に施行された改正児童福祉法にて創設された事業で、0歳6か月から満3歳未満の保育所等に
通っていないこどもに対し、月の一定時間までの利用可能枠の範囲内で就労要件を問わず利用できる事業。

また、令和8年4月1日に施行される改正子ども・子育て支援法にて「乳児等のための支援給付」が創設され、当
該給付は同法に基づく確認を受けた特定乳児等通園支援事業を利用した保護者に対し給付されるものである。

(2) 量の見込みについて

第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画において、乳児等通園支援事業の提供区域については市内全域を1区域
として設定されています。

【第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保策】

	令和8年度			
	2歳	1歳	0歳	合計(参考)
①量の見込み(時間)	3,168	3,472	1,790	8,430
②確保方策(時間)	1,144	528	528	2,200
過不足量(②-①)	▲2,024	▲2,944	▲1,262	▲6,230

※定員一人当たり月88時間で換算した時間数で表記。

(3) 令和8年度における確認に係る利用定員の設定について

設置者	事業所名 (種別)	利用定員(人)	特定乳児等通園 支援事業開始日	備考
(学)高槻双葉学園	認定こども園高槻双葉幼稚園 (一般型乳児等通園支援事業)	15	令和8年4月1日	令和7年4月1日か ら事業実施
(学)成城学園	認定こども園日吉幼稚園 (一般型乳児等通園支援事業)	12	令和8年4月1日	
(福)照治福祉会	摂津峡認定こども園 (一般型乳児等通園支援事業)	5	令和8年4月1日	
(株)藤チャイルド	紺屋町保育園 (一般型乳児等通園支援事業)	6	令和8年4月1日	
(福)大阪水上隣保館	認定こども園 藤の里保育園 (一般型乳児等通園支援事業)	3	令和8年4月1日	
合計利用定員(人)		41		
利用定員の設定に伴う確保方策(時間)		2,707		